

令和6年度 藤井寺市監査実施計画

令和6年度年間監査実施計画は、次の通りとし、各監査、審査及び検査の実施計画は、その都度、監査委員協議のうえ決定する。なお、各種監査等は事務局の事前確認後、監査委員が実施する。

1 例月現金出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定による現金出納検査は、会計管理者所管に係る現金の出納について、前月分を対象に原則として毎月20日に行い、併せて公共下水道事業会計に係る現金の出納を3か月毎に行う。ただし、特別の事情があるときは、監査委員協議のうえ日時を決定する。

2 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査は、次の部局を対象とする。

<監査対象部局>

【危機管理室】 危機管理室

【こども未来部】 子育て支援課、こども施設課、こども育成課

【都市整備部】 都市デザイン課、まち建設課、まちとみどり保全課、下水道課

3 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査は、原則として定期監査に併せて実施する。

4 財政援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理者監査含む）は、所管部局の定期監査に併せて実施するものとする。

5 随時監査（工事監査）

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査は、工事施工部局を対象に執行工事を抽出し、適時実施する。

6 公営企業会計決算審査

地方公営企業法30条第2項の規定による公営企業会計決算の審査は、6月から行い、8月に意見書を提出する。

7 一般会計・特別会計決算審査

地方自治法第233条第2項の規定による一般会計・特別会計決算の審査は、6月から行い、8月に意見書を提出する。

8 基金運用審査

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用の審査は7月に行い、意見書は一般会計・特別会計決算審査と併せ作成する。

9 財政・経営健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による財政健全化審査及び同法第22条第1項の規定による経営健全化審査を行い、意見書を提出する。